

西宮市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項に基づき西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報共有を図り、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づき学校運営協議会を設置した学校（以下「コミュニティ・スクール」という。）の円滑な運営に資する活動を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、西宮市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）ごとに推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校に1名程度とする。ただし、同一の推進員が複数の学校を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校の校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び解嘱)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 推進員が欠けた場合の補欠の推進員の委嘱期間は、前任者の残りの期間とする。

3 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (3) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(職務)

第7条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

- (2) 地域学校協働活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) コミュニティ・スクールの運営に係る事務
- (4) 教育委員会事務局が開催するコミュニティ・スクール関連研修会への参加
- (5) その他当該学校の校長が必要と認める活動

(推進員連絡会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員連絡会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(服務)

第9条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第10条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 推進員及び推進員連絡会の庶務は、教育委員会地域学校協働課において処理する。

(謝金)

第12条 推進員には、予算の範囲内において、活動1時間あたり1,000円を支払うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。